

# 国学者平田篤胤の著書とその広がり

吉田 麻子

## 篤胤生前の出版活動と江戸追放

本発表におけるおもな趣旨は、平田篤胤没後の幕末において、気吹舎塾が篤胤の書籍をどのように売り広めていったのかということです。その本筋に入る前に、篤胤の生前の出版活動について以前発表した論文よりいま一度確認しておきたいと思います。ポイントは3つあります。まず1つ目、気吹舎刊行物は私家板であったということ。板権は本屋にはなく気吹舎にあり気吹舎蔵板物として刊行されていました。2つ目は、板下を作り、彫刻し、校正摺りを摺り、再び彫り直し、製本する、という本製造の過程は一括して書肆を通して行うのではなく、それぞれ別々の職人に直接頼んでいるということ。さまざまな職人が気吹舎に訪れる様子が『気吹舎日記』に記録されています。また摺り増し(増刷)する場合は、職人に頼まず自らおこなっていたこともありました。それから3つ目、販売は、以下の如き方法によっていたということです。①特定の書肆が売り弘め所として割印をもらい、売る。この場合、気吹舎が留め板を保持し、残りの板木を書肆に預けることもありました。②書肆からの注文に応じ、そのたびごとに数冊づつ渡し、売る。③篤胤が地方の代表格的な門人にまとめて渡し、その土地の人々に売る。④羨胤が地方巡遊の際、売る。

このように、製造過程を直接それぞれの職人に依頼していたことや、製造過程と販売過程が分かれていることによって、ある意味自由な出版活動ができたということが出来ます。つまり増刷したいと思えば自分のところでいつでもできますし、彫刻しても売り弘めさえないで門人間でのみやりとりをしていれ

ば、彫刻したかどうか一般には分かりにくい。ある意味状況に対して臨機応変に対応できる方法をとっていたといえるのです。

さて、そのような活動を行っていた気吹舎塾ですが、天保十二年正月に篤胤はいっさいの著述活動を指し止められ、故郷の秋田へと退去することを幕府から命じられます。この事実は次にひいた篤胤の略年譜である、『大壑君御一代略記』<sup>①</sup>などから知ることが出来ます。

天保十一年「天朝無窮曆ノ事ニ付、司天台ヨリノ疑問アリ。屋代翁取次ニテ差越サル。依テ其答辨二冊ヲ記シ、同氏ヲ以差出シ玉フ。司天家ヨリ再問无シ。」

天保十二年「正月元日、藩庁ニテ口達左之通。旧臘晦日、幕府執政太田侯ヨリ、留守居役御呼出ニテ、書附ヲ以御達左之通。平田大角 右之者早々国許へ可被差遣候事。猶又口達ニテ、右大角儀、是マデ著述書数多有之由、以来ハ差留可被申候事。右之通御達有之候段、被申渡、早々旅行用意イタシ、国許へ罷越可申旨承知仕候。(中略)斯テ鏡胤及ビ家族ノ者ハ、御構ヒ无之ニ付、一同江戸表二住居レリ。扱マタ著述書ノコト、右ノ通ニテ、以後ハ相止可申、是マデ出来之分ハ、其儘ニテ不苦旨、藩庁ヨリ被申渡候。」

ここには、天保十一年に篤胤の著書「天朝無窮曆」について、司天台より諮問があり、篤胤が答弁書を差出したこと、そして天保十二年正月元日に国もとへの退去と、いっさいの著述差止めを命じられたこと、また、これまで刊行していた著述はそのままで構わないとされたことが記されています。

しかし、篤胤が秋田に追放された後も、江戸に残って運営を続けていた鏡胤が中心となり、板本を地方門人たちに送るなど地道な活動を続けていました。鏡胤による気吹舎の火を絶やさないようにする努力が、篤胤退去、あるいは没後にもかかわらず気吹舎が門人を増やしつづける原動力の一つとなったということが出来ます<sup>②</sup>。

ところで、気吹舎の板本というものはどなたでもご覧になったことがあるかと思います。和本をおいてある古書店などには必ずといっていいほど気吹舎の

板本はおいでであり、しかも他の和本にくらべて比較的安価で手に入ります。ご存じのとおり、それらの板本は刊記のないものがほとんどです。よってこのようにたくさん出まわっている板本類を手にした場合、漠然と「幕末から明治にかけて広く読まれたものだ」というイメージだけが誰にもあるのだと思います。実際、気吹舎の板本というのはほとんどが篤胤没後に刊行されていますし、<sup>③</sup>「幕末から明治にかけて普及したもの」という印象は、ほぼ正しいといえます。しかし、本のもつ社会的影響、出版による文化史的な意味ということを考えた時に、幕末から広がったのと、明治になってから広がったのではまるで意味合いが違います。また、門人間で広がったのと、一般に広く読まれたというのではまたその意義が異なってきます。さらに幕末から広がったとするならば、気吹舎は天保十二年に著述差し止めをされていたはずで、そのような状況下で、具体的に一体いつから新刊本が出版され、広く売り弘められるようになったのか、という問題が残ります。また、一口に「広く」といっても、具体的にどここの場所において、誰によって販売されたのかということもこれまで明かではありませんでした。

### 書籍刊行再開

それではまず、著述差し止めの刑に処せられていた気吹舎が、いったいつから刊行を再開したのかということについてみていきます。次ぎにひくのは幕末、特に天保～嘉永期の気吹舎における出板関係略年譜です。

#### 天保～嘉永期 出板関係略年譜<sup>④</sup>

天保12年1月1日、幕府により、著述差し止め、国元への帰還を命じられる。

天保14年閏9月11日、篤胤逝去。

弘化2 ★7月、【古今妖魅考】刊

嘉永元 ★5月、【古道大意】・【万声大統譜】刊

7月17日 高玉民部へ古道大意十部差出ス。

10月17日 奥州高玉・加州石黒・下総宮負・御国小野岡等へ古道大

意其外出ス。

11月5日 加州岩田左馬次郎より古道大意代、使を以参候。越後新津、同新発田、奥州菊田、三州羽田野、大坂佐々木太郎方へ蔵板物出ス。大統譜也。

11月27日 須原屋より玉たすき拾部斗り注文申来。

嘉永2 正月 須原屋より注文之分、玉たすき昨日相渡、代金三兩ト式百文受取

★4月、【立言文】・【五徳説】刊

閏4月9日 須原屋より真柱三十部・神拜式注文申来。

★9月、【木匠祖神号】刊

6月16日 浅草並木本屋雁金屋より古道大意注文か来。

★9月、【玉禪】第六卷刊

12月28日、徳川家斉七回忌により篤胤赦免となる。

このとし、★【赤県歴代尺図】刊

嘉永4 4月、【再訂神拜式】刊

11月、【再刻御略伝】刊

まず、天保12年1月1日に篤胤は幕府より著述差し止め国元への帰還を命じられます。そして二年後の天保14年閏9月に亡くなります。その後、江戸において篤胤が気吹舎を運営していくわけですが、一体いつ、幕府から許しがでたのかといいますと、嘉永2年12月28日をご覧ください。この日に徳川家斉の第七回忌によって、篤胤は晴れて御赦免となるわけです。この事実は史料①嘉永二年の気吹舎日記の記事に以下のようにあることから明かです。

史料① 嘉永二年『気吹舎日記』<sup>⑤</sup>より

十二月二十八日 天気 当番ニ付、御殿ニ罷在候処、御用処より御才足ニ而御添役小田内丈助左之通申渡候。

平田大角儀云々之儀に付、先年御国元へ差下シ候様被仰渡候所、此



度、文恭院様七回御忌三付、全ク御免被成候段被仰渡候。公辺より御留守居へ被仰渡候は、大目附深谷遠江守之由。

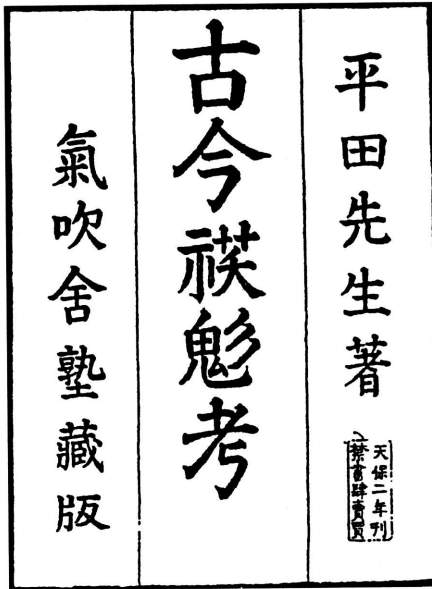
このように、幕府から篤胤の著述差し止めが解禁されたのが嘉永2年の12月28日だといえますが、年譜をごらんになっていただけると分かりますように、★印をつけました弘化2年7月の『古今妖魅考』や、嘉永元年の『古道大意』などからはじまり、嘉永2年9月の『玉櫛』六巻に至るまで、お許しがでていない時期にすでに刊行物が発行されています。

これはおそらく私家板であった気吹舎の著作は、最初に申しあげましたように自分のところで彫り師を呼んで彫刻するというシステム上、幕府の方も何が板本として以前からあったのかということ把握しにくいわけですから、密かに彫刻してあまり広く売り弘めさえしなければ、内輪のものである故に露見しにくかったのではないかと考えられます。

この時期、これらの刊行物をどのように販売していたのかを日記からひろってみました。年譜の弘化2年七月二十三日に「越後新津へ妖魅考貳拾部出ス」とあり、また嘉永元年7月17日には「高玉明部へ古道大意十部出ス」、同じ年の10月17日「奥州高玉、加州石黒、下総宮負、御国（つまり秋田の）小野岡らへ古道大意その他出ス」など、内部の門人あてに販売している記事が目立ちます。また、嘉永2年6月16日には「浅草並木本屋雁金屋より古道大意注文か来」とありますが、これは古道大意を常時店先において販売する——売り弘め所となることを本屋が望んできたのではなく、数冊の本を取り次ぎで注文してきたと考えられます。

つまりこれらの事実から、『古道大意』などの新刊物の売り弘めを広くおこなうことを控えており、内部を中心にのみ販売をおこなっていると考えられるのです。

さらに、嘉永2年12月28日に篤胤御赦免となる以前に刊行された著述が、政治的配慮をもって広範な販売を控えていたということを見せる資料として、史料②としてあげた板本袋があげられます。



史料②『古今妖魅考』書袋図版<sup>⑥</sup>

この『古今妖魅考』板本袋には「天保二年刊、禁書肆賣買」とあります。書肆による売り弘めを禁じているところから、先ほど申しましたように、政治的配慮をもって広範な販売を控えていたといえますが、特に刊年が天保二年となっているところに注目してください。この本は、弘化二年に刊行された事実が日記や他の資料<sup>⑦</sup>から明かです。しかしあえて天保二年という、篤胤が罰則を受ける以前の刊年を記して、新刊本であることをカモフラージュしていたと考えられるわけです。

このように、書肆による売り弘めをひかえていた新刊本でしたが、篤胤御赦免以後には、晴れてその存在を公にすることとなります。史料③は、嘉永4年に刊行された再版の『天満宮御伝記略』の刊記および、末尾に付されていた目録です。先の出版関係略年譜とあわせてご覧ください。

嘉永2年12月18日に篤胤が御赦免になった後にはじめて刊行されたのが嘉永4年の『再訂神拝詞記』（『毎朝神拝詞記』の改訂版）と『再刻御略伝』、つまり史料③にひいた『天満宮御伝記略』です。刊記をごらんください。篤胤の罪が許された後に刊行されただけあり、売り弘め所となっている京・大坂・江戸の三都の書林の名前が堂々と記載されています。また、同じく史料③の左側の書目（広告）をごらんください。さきほどの、篤胤が幕府より許される以前、ひそかに刊行され、広範な販売をひかえていたと思われる『古道大意』や『古今妖魅考』が掲載されています。つまり内部でのみ販売されていた著書が、今

度は晴れて一般向けに売り出されているのだといえるのです。

<p style="text-align: center;">嘉永四年十月 氣吹舎藏板</p> <p style="text-align: center;">京都寺町通入松原下町 勝村治右衛門</p> <p style="text-align: center;">大坂心齋橋通博愛町 河内屋茂兵衛</p> <p style="text-align: center;">同通本町角 河内屋藤兵衛</p> <p style="text-align: center;">江戸神田旅籠町壹丁目 紙屋徳八</p> <p style="text-align: center;">發行書林</p>		○古史成文 <small>全十五卷之内</small> 神代部 三卷	○古史徵 <small>全十五卷之内</small> 開題記四冊 神代部一冊 凡十一卷二帙	○神代系 <small>圖大折本</small> 箱八 一帖	○靈能真柱 二卷	○太元圖說 <small>石措</small> 一幅	○神拜詞記 <small>訂正折本</small> 一帖	○玉多須喜 <small>之内</small> 十卷 四卷	○皇國異稱考 二卷	○靈宗仲景考 一卷	○大祓詞正訓 <small>折本</small> 一帖	○方聲大統譜 一幅	○靈宗仲景考 一卷	○皇典文彙 <small>全三卷之内</small> 一卷	○古道大意 <small>中本</small> 二卷	○古今妖魅考 <small>全五卷之内</small> 三卷	○全
		○古史成文 <small>全十五卷之内</small> 神代部 三卷	○古史徵 <small>全十五卷之内</small> 開題記四冊 神代部一冊 凡十一卷二帙	○神代系 <small>圖大折本</small> 箱八 一帖	○靈能真柱 二卷	○太元圖說 <small>石措</small> 一幅	○神拜詞記 <small>訂正折本</small> 一帖	○玉多須喜 <small>之内</small> 十卷 四卷	○皇國異稱考 二卷	○靈宗仲景考 一卷	○大祓詞正訓 <small>折本</small> 一帖	○方聲大統譜 一幅	○靈宗仲景考 一卷	○皇典文彙 <small>全三卷之内</small> 一卷	○古道大意 <small>中本</small> 二卷	○古今妖魅考 <small>全五卷之内</small> 三卷	○全

史料③ 嘉永4年『天満宮御伝記略』刊記および目録<sup>⑧</sup>

### 幕末の販売拡大

さて、その後そのような氣吹舎書籍の販売がどのように展開したのかについて検討していきます。つぎの「門人数の増加と書籍発行部数比較表」<sup>⑨</sup>は、嘉永4年から、氣吹舎で発行された本の総数（これはすべての著述の摺り部数です）と、入門数の変化をならべたものです。いわゆる幕末の尊皇攘夷思想とそれに関わる歴史的な出来事が、入門数や書籍発行部数に深く関わっていることは間違いないと思うのですが、平田塾に入門した直接の理由や本を購入する理由というのは個人個人違うと思いますし、それをすべて知るのとは不可能ですので、これはあくまで傾向を知るための表です。そのことを前提に話しをしていきますと、平田塾への入門数と書籍発行部数というのは、基本的に増加する年や度合いというのがある程度一致していると言えます。つまり文久元年あたりから両方とも増え始める、ということです。この年は、後に足利等持院事件や、

年	書籍発行部数	入門数
嘉永4	1,460	23
嘉永5	1,616	19
嘉永6	1,283	10
安政元年	1,644	17
安政2年	1,972	25
安政3年	2,383	19
安政4年	3,867	35
安政5年	3,559	24
安政6年	2,633	48
万延元年	3,424	39
文久元年	6,735	69
文久2年	8,475	86
文久3年	14,295	125
元治元年	22,310	128
慶応元年	24,180	147
慶応2年	17,986	168
慶応3年	19,245	244
明治元年	27,035	988
明治2年	71,800	756
明治3年	34,399	458
明治4年	46,116	270
明治5年	7,690	8
明治6年	38,580	15
明治7年	18,700	13

門人数の増加と書籍発行部数比較表

下関の外国船砲撃に参加するような急進的人物が何人か入門してくる年<sup>⑩</sup>でもありました。前年の桜田門外の変などの影響も大きかったと考えられます。

また明治に入り神道が国家体制の中に組み込まれて行くと、篤胤の本を使って神社で祭礼などが行われるようになるので更に増えていきます。明治4年に収入・入門数共に格段に落ちるのは、おそらく鏡胤の息子の延胤が亡くなったことが影響しているといえます。

幕末において、入門数と書籍発行部数がある程度比例しているということは、やはり、門人間での篤胤の思想を学ぶために需要が高かったために、このようにたくさんの板本がつくられたのであろうかと考えられますが、実はそれだけではありません。平田篤胤の著書は門人間

だけでなく、広く一般にもたいへん需要が高くよく売れたものでした。

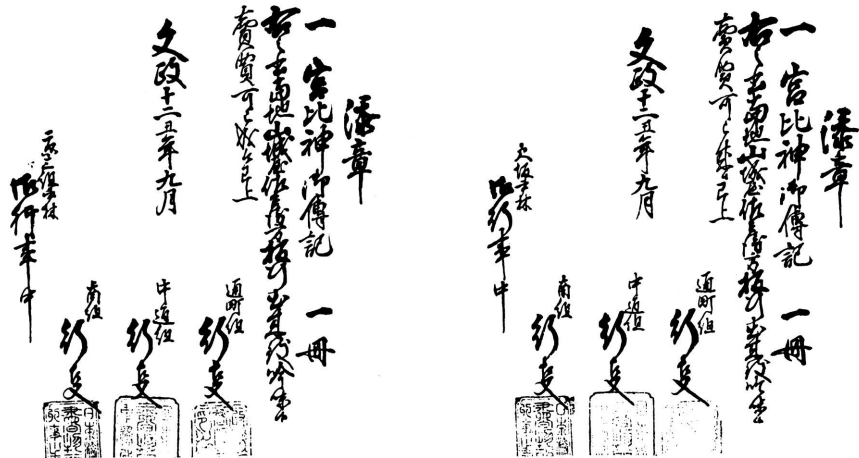
つぎにひくのは、篤胤生前に関わっていた書肆を列挙したものです。

篤胤生前、気吹舎蔵板本売り弘め(および取り次ぎ)をおこなっていた書肆<sup>⑪</sup>

- 鴨伊兵衛 <江戸日本橋通四丁目>
- 英平吉 <江戸本石町十軒店>
- 竹川藤兵衛 <江戸橋四日市>
- 西宮弥兵衛 <江戸中橋広小路>
- 柏屋忠七 <江戸下谷御成道>
- 石渡利兵衛(製本所) <江戸橋四日市>

- 前川六左衛門（崇文堂） <江戸日本橋通南三丁目>  
 松屋善八 <江戸日本橋四日市>  
 岡田屋嘉七（尚古堂） <江戸芝神明前>  
 須原屋茂兵衛 <江戸日本橋通一丁目>  
 須原屋伊八 <江戸>  
 野田七兵衛（柏葉堂） <江戸通二丁目>  
 和泉屋庄次郎（慶元堂） <江戸浅草十軒町>  
 津村七郎兵衛 <江戸神明前三島町>  
 金花堂（須原屋佐助） <江戸日本橋通四丁目>  
 山城屋左兵衛（玉山堂） <江戸日本橋>  
 秋田屋太右衛門 <大坂心斎橋筋安堂寺入ル>

これによると、江戸の書肆が圧倒的に多く、販売の中心は江戸に有ったことが分かります。ただ史料④売り弘め依頼状によると、京・大坂における販売も若干おこなわれていたようです。



史料④ 売り弘め依頼状<sup>1)</sup>

このように篤胤生前は、江戸が中心で、著作によっては多少上方にも売り弘め拠点があるという状況でした。それに対して、次の史料⑤をごらんください。

### 史料⑤ 慶応二年四月、販売書肆・割引率覚<sup>③</sup>より

- 二わり ★紙徳……………書肆、紙屋徳八<江戸神田旅籠町老丁目>  
須原屋二……………書肆、須原屋茂兵衛<江戸日本橋通一丁目>・須原屋伊八
- ★高山坊……………書肆、小林新兵衛<江戸日本橋通二丁目>  
山城屋……………書肆、山城屋左兵衛(玉山堂)<江戸日本橋>  
岡田屋……………書肆、岡田屋嘉七(尚古堂)<江戸芝神明前>
- ★出雲寺……………書肆、出雲寺文次郎<京都三條升屋町>  
和泉屋……………書肆、和泉屋庄次郎(慶元堂)<江戸浅草十軒町>
- ★正文堂……………書肆、釜屋利兵衛<下総、佐原>
- ★石亭……………書肆、<甲州>
- ★永楽屋……………書肆、永楽屋東四郎<尾張名古屋本町七丁目>
- ★大和屋……………書肆、大和屋吉兵衛<信州小諸>
- 一わり半 金花堂……………書肆、須原屋佐助<江戸日本橋通四丁目>  
宮本平……………門人、宮本平太夫<相模国大住郡阿扶利神社祠官>  
岡村……………門人、岡村祝守<信濃国佐久郡下県村>
- ★丁字屋……………丁字屋か。書肆、江戸・京に数軒あり未確定
- ★雁金屋二軒…………書肆、<一軒は江戸浅草>
- ★飯田……………門人、久保田清兵衛(春木屋)ほか<信州飯田>
- ★諏訪……………門人、<信州諏訪>
- ★三好屋……………書肆、三好屋善兵衛(長集軒)<京>  
山田……………門人、山田平馬<相模国大住郡阿扶利神社祠官>
- ☆岩崎……………門人、岩崎長世<摂州大坂長堀住>

- ★内野屋……………書肆、内野屋弥平治<江戸>
- ★小松ヤ……………書肆、小松や傳四郎<江戸、湯島天神女坂下>
- 荒川……………門人、荒川弥五郎<秋田>
- ★播勝……………書肆、播磨屋勝五郎<江戸>
- 片嘉……………門人、片桐嘉兵衛<信濃国伊那郡>

- 一割
- ☆池村……………門人・書肆、池村久兵衛<京>
  - 羽田野……………門人、羽田野常陸<三河>
  - 治田 三島や…未詳
  - 尾関一……………門人、尾関与一（一学）<尾張国丹波郡、神主>
  - 由太郎……………未詳
  - 内海……………門人、内海式部太夫<相模国大住郡阿扶利神社祠官>
  - 小定……………未詳

これは、慶応二年四月における気吹舎著書の販売書肆や販売拠点となった門人と、その割引率を書いた覚えです。黒い★印をした書肆が生前には気吹舎著書の販売拠点としてみられなかった、新たな参入書肆です。特に、二割引のところの正文堂、永楽屋、大和屋をごらんください。これらはそれぞれ江戸・大坂・京都の三都以外の地方書肆です。また、一割半のところにある飯田というのは、信州飯田のことですが、史料⑥としてあげました信州飯田の門人片桐春一郎宛の書簡に、各地に取り次ぎ所ができ、飯田においても取り次ぎ所が出来たということが記されています。江戸を中心とした大都市が主であった生前との大きな違いは、このような地方書肆が一般向けに気吹舎著書の販売を行うようになったことであるといえます。

**史料⑥ 万延元年 片桐春一郎宛平田鏡胤書簡（部分）<sup>⑭</sup>**

一御別堵拝見、近々御地辺学事相聞ケ候て、著書共被望候面々多分にて

書物講御趣意も可被成、右に付ては廉直（値）之取計方も可有哉之旨、御尤に奉存候、外に右様之例も有之、猶又書肆等之取次も所々御座候て、夫々定マリも御座候。既ニ此節、飯田にても取次所出来いたし候へバ失費等有之事ニ候間、其仁之迷惑無之候様、定価之内売割か売割半も引方御勘定為致可申候

再び史料⑤白い☆印をしたところをご覧下さい。この岩崎・池村というのは、それぞれ大坂の門人岩崎長世と京都の門人池村久兵衛のことです。

実は、幕末からの書籍販売の大きな特徴として、気吹舎門人が書肆の役割を担うようになる、ということがあげられます。さきほど、篤胤生前の販売方法として、地方の代表門人がその地域の他の門人を対象に書物を代理で販売するという方法がありました。しかし門人が、門人以外の一般人を対象とし看板をかかげて売り弘めることは生前にはなかったのです。

史料⑦は、明治四年、池村久兵衛に羨胤が蔵板の売り弘めを任せた折に定めた規定を記した書です。

#### 史料⑦ 明治四年 池村久兵衛蔵板取り扱い定書<sup>⑤</sup>

- 一 蔵板書物一切弘方之儀御任せ申候。其内、今般、祝詞式・祭典略・皇典文彙・神徳略述頌・稽古要略・童蒙入学門・古道訓蒙頌・荷田翁啓文・神代系図掛軸料 以上九部は板木御預申候事。但シ右九部は東京に同板有之儀ハ兼て御心得ニ候事。
- 一 製本之仕法是迄之通にて以後決て粗略有之間敷候事。右は大人以来別段之家規有之儀は兼て御談じ申置、委曲御承知之通ニ候事。
- 一 値段之儀は諸品之高下ニ応じ相談之上、猶能相定、是迄之通、摺物ニいたし差出し不同無之様、公平ニ可致候事。
- 一 代金之儀は是迄之通三月・五月・七月・九月・十月・十二月以上一ヶ年六度ニ相定、無残相済候様御勘定有之度候事。

但し、是迄之通り三割引にて御渡申候へ共、以後東京より相廻し候



ニ付ては右運送之諸雜費ハ御差出し候様致シ度候、万一難船等有之節は兩様ニ可致候事。

- 一 東京にて製本入用之料紙及び表紙、綴糸、角包諸地等、双方便利都合能、万事是迄之通り御世話有之度、御願申候。尤右料金諸雜費は書物代之内にて御差引有之候事。
- 一 蔵板之内、是迄重板差免候は、出定笑語附録其外慶応以前刻成石摺之類、岩崎長世へ差免じ、俗神道大意・神代系図掛軸料及折本神拝詞記・大祓詞正訓以上五種は古川豊彰へ相免置候。尤製本一切決して粗略無之筈ニ候へ共、猶又家規不相崩候様、御心付頼入候。此段、御心得之為相認候事。

右條々は拙者儀老年ニ及び候故、子孫之者後年疑惑も難計候間、今般林久世立合自筆書付ニ致し御渡申候事。

明治四年辛未九月廿日

平田大角鏡胤 花押

立合 林久世

池村久兵衛殿

鏡胤は、板木を岩崎長世・池村久兵衛・古川豊彰<sup>⑩</sup>という三人の門人へ預けて売り弘めをさせていたことが分かります。これは明治4年の史料ですが、さきほど資料⑤慶応二年の販売書肆の中に岩崎や池村の名前もありました。また、岩崎については文久三年以前は飯田にて、それ以後は京都にて書肆の役目を負っていた事実が史料⑧より明かです。

#### 史料⑧ 文久三年六月、鏡胤差出久保田清兵衛宛書簡（部分）<sup>⑪</sup>

扱又、岩崎氏御事、此度弥上京ニ相成候由、右ニ付ては御地書物取次所之事、貴君へ御任せ申候様御申越にて御座候。尤も右ハ最前御心配被下候儀も有之旁々、今般御咄合も御座候事と奉存候。一旦相弘まり掛候所、廢絶ニ相成候ては如何と存居候所、誠ニ幸之事と存候。（中略）猶又京師ニても岩崎氏・伊勢久両所にて相弘まり可申処、忝

大慶ニ御座候以上。

本状によると、それまで（文久三年まで）飯田にいた岩崎長世は当地にて書物取り次ぎをおこなっていたが、京都に出るにあたって飯田の門人久保田清兵衛にその役を任せたといいです。また岩崎と伊勢久、つまり岩崎長世と池村久兵衛の両人がこの時点で京都にて取り次ぎ所を営んでいることも分かります。つまり文久頃からすでに門人書肆が篤胤の本を売り広め、時に板木を預かって増刷するなどしていたということになります。

更に幕末の気吹舎書籍販売の三つ目の特徴として、門人の中に書肆、つまり一般向けの書籍取り次ぎ所となることを希望する者が現れるという点があげられます。史料⑨をごらんください。これは門人田中貞治差し出しの鏡胤宛書簡の一部です。

**史料⑨ 安政二年以前九月廿三日、門人田中貞治差出鏡胤宛書簡（部分）<sup>⑩</sup>**

一 拙子持寄候先生之御著書売弘致度奉存候。御許容可被下候。

平田篤胤大人著

御国学書類取次所

如此認度存候。此儀、書林村孝へも咄合候処、何様にも不苦候由申候。進利主之申も大坂ニ右様之看板見受候由申候。全ク此道之弘るを樂しミ御座候。御許容被下候ハ、第一、玉のミはしら・古道大意・其外板本もの、しつ岩や、神代系図、何れも一通り、御送可被下候。尤も写本類ハみだりニ売出し不仕候。只今にて巫学談しきりに乞もの御座候得ども写しをゆるし不申候。

一神名日文伝、是は拙蔵書ニ致候間、成たけよろしき手して御写し奉願上候。

一神代御系図もミなし切、しつ岩屋もミなし切申候。玉たすきも同様。金子も成たけ出情致差上申候。

田中貞治は甲州の門人ですが、この書簡をみるとすでに個人的な売り弘めをおこなっていたようです。そしてこのたび看板を出して正式な取次所となりたいと申し出ています。このような門人による売り弘めは、利益を第一に求める書肆に対して、利益よりも篤胤の思想普及を第一に望むいわば布教的販売であると言えます。国学や篤胤の思想に対して何も素養もなく思い入れもない本屋が売ることと、本の中味を熟知し敬っている門人達が一般向けに売り弘めるといふこととの間だには、いうまでもなく思想の伝播、本の普及ということを考えれば、非常に大きな差があるのです。

### まとめと課題

さて、以上のような気吹舎の販売形態をまとめて図にしたのが次の「幕末期における気吹舎の販売形態」です。本発表の趣旨をもう一度まとめると共に今後の課題を提示しながらみていきます。

#### 幕末期における気吹舎の販売形態

書肆を通す

板本 ——— 一般書肆 ——— 板木を預ける  
 └── 取り次ぎ所

門人書肆 ——— 板木を預ける(岩崎・池村)  
 └── 取り次ぎ所

写本—※注文があった場合のみ→史料⑩

書肆を通さない

板本—※門人間の所望多き故、或いは時期を見て売り弘め  
 か→史料⑪

写本—※門人間でも流通。筆耕代金徴収→史料⑫

※内容面から出版を控えているとみられるものがある。

※極内輪向けの本もあり。

まず、気吹舎の書籍販売には書肆を通す場合と、通さない場合の二通りあります。書肆を通して売る場合、板本は一般の本屋と門人の本屋の二通りがありまして、それぞれ、板木を預ける方法と、ただの取り次ぎ所との二種類に分けられます。

篤胤生前と、幕末の販売形態を比較した場合、特徴的な違いが二点ありました。一点めは、一般書肆が、がぜん江戸中心だった篤胤生前に対して、没後、幕府から赦免が出てからは、信州や下総などの地方書肆も販売に加わっていったということです。それから二点目、幕末には門人の中に書肆の役割を負うものが出始めたということ。特に、池村・岩崎の両人は、一部の著作の板木を鋳胤から預かり、かなり重要な役割を任されていたということです。

それから地方門人の中にはみずから気吹舎著書の取り次ぎ所となることを希望する者も現れました。さきほども申しましたように国学に対して何も素養のない本屋が売ることと、本の中味を熟知し敬っている門人が一般向けに売り広めるといふこととの間だには、思想の伝播、本の普及ということを考えて時に大きな違いがあるといえます。

それから、書肆を通して売る場合の写本についてですが、これは本屋から注文があった場合にのみだったようです。著作権がどの程度あったかは不明ですが、史料⑩の日記の記事のように、書肆から写本の注文が来る様子もうかがえます。

#### 史料⑩ 嘉永五年『気吹舎日記』<sup>⑩</sup>

五月八日「金花堂より写本出来之分、貸呉候様申来ニ付有合遣ス」

五月十八日「紙屋徳八より写本類品々望み来、有合無之依而不遣」

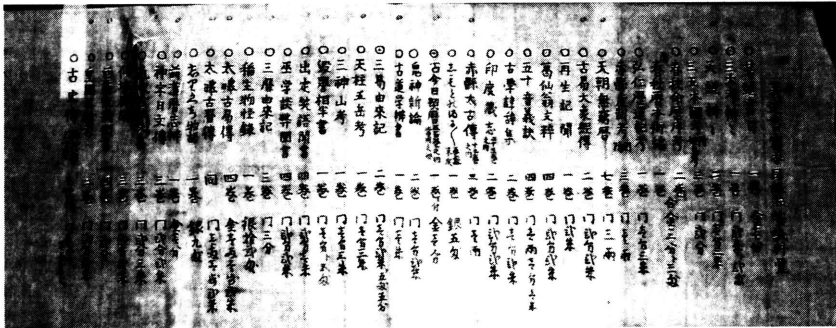
次ぎに、書肆を通さない販売ですが、こちらも板本と写本の両方があります。書肆を通さない板本、これは内部では板行しておきながら広範な販売をひかえるために、ある時期、書肆を通さないで売られた本ということです。例として

は、篤胤が赦免される以前にひそかに彫刻していた『古道大意』『古今妖魅考』は一時期、書肆を通さない販売をされていました。また赦免以後も、板本でありながら広く売り弘めを控えていた板本があったことは史料⑪、篤胤が門人に宛てた手紙からも明かです。

史料⑪ 「篤胤差出片桐春一郎宛書簡」(部分)<sup>⑩</sup>

「又申候、此稽古要略と申もの三冊有合ニ付差上申候。石上（門人、石神政昌）・前沢（門人、前沢温恭）両氏へも一部ツ、御送り可被下、但し故有て弘く書肆等へは出し不申候。」

つぎに写本ですが、写本も板本と同様に値段がつけられ門人間では販売されておりました。史料⑫をご覧ください。



史料⑫ 「著述書写本目録并筆紙料覚」<sup>⑪</sup>

これは下伊那の門人片桐春一郎のところにあった写本の筆紙料覚えです。書かれている書名から年代を推測するとおそらく安政4年から6年頃のもので、天保期から御法度であった暦や度制に関する書や、『稻生物怪録』や『仙境異聞』といった妖怪研究書、それから『出定笑語』・『巫学談弊』・『西籍慨論』といった、仏家や儒家などを痛烈に批判した著書が、この時期には板本ではなく、写本のかたちでやりとりされていたということが分かります。これらが写

本でのみおこなわれていた理由（おそらくそれは政治的配慮が主であると思われます<sup>29</sup>）や、これらの著書をめぐる周囲の反応については今後の課題としあらためて別の機会にご報告させて頂くこととして、本日の発表を終わらせて頂きます。

[注]

1. 『新修平田篤胤全集』第六卷（名著出版、昭和五十二年十一月）所収。
2. 以上、拙稿「気吹舎の著述出版—新出『気吹舎日記』を中心に—」（『近世文藝』第七十五号、二〇〇二年一月）によった。
3. これまで気吹舎の板本は刊記がないため刊年が明かではなかったが、このたび平田家文書『蔵板物覚』（国立歴史民俗博物館保管・冊子11）の存在によりほぼ判明することとなった。2004年10月15日よりおこなわれている企画展図録「明治維新と平田国学」（国立歴史民俗博物館発行・2004年9月25日）に一覧表を掲載。
4. 平田家文書『天保十五年甲辰改嘉永二年己酉ニ至ル日記 附御留守中 気吹舎』（国立歴史民俗博物館保管・冊子1-21）及び同家文書『蔵板物覚』（同博物館保管・冊子11）より作成
5. 気吹舎の動向を綴った23部の日記の総称を『気吹舎日記』と称しているが、具体的には『天保十五年甲辰改嘉永二年己酉ニ至ル日記 附御留守中 気吹舎』（国立歴史民俗博物館保管・冊子1-21）
6. 『古今妖魅考』袋（蓬左文庫所蔵、国文学研究資料館マイクロ48-457-3）。本袋の存在は、平成16年4月18日第21回鈴屋学会大会における中川和明氏の発表にて紹介された。ただし明治8年以降の書目が末尾に付されており初版かどうかは若干疑問が残る。
7. 平田家文書『天保十五年甲辰改嘉永二年己酉ニ至ル日記 附御留守中 気吹舎』（国立歴史民俗博物館保管・冊子1-21）及び同家文書『蔵板物覚』（同博物館保管・冊子11）
8. 嘉永4年版『天満宮御伝記略』（豊橋市立図書館羽田八幡宮文庫本・和289/11/1~2）
9. 平田家文書『蔵板物覚』（国立歴史民俗博物館保管・冊子11）および『門人姓名録』（『新修平田篤胤全集別巻』）によった。
10. 一月五日宮和田勇太郎（足利木像梟首事件関与）、一月十八日近藤太造（鈴木重胤暗殺関与）、二月十四日伊藤益荒（鈴木重胤暗殺に関与・下関外国船砲撃に参加）、小林与一郎（鈴木重胤暗殺関与・足利木像梟首事件関与・下関外国船砲撃に参加）、保母鉞之進（高原・天誅組の乱に参加）らがそれぞれ入門。
11. 本リストは、篤胤生前板本（『霊能真柱』『古史徴』『古史徴開題記』等）の刊記および、平田家文書「売り弘め許可証」（国立歴史民俗博物館保管・書24-12、14、15、17、19）平田家文書『気吹舎日記』（国立歴史民俗博物館保管・冊子1-1~冊子1-20）によった。『拙稿「気吹舎の著述出版—新出『気吹舎日記』を中心に—」（前掲）参照。
12. 平田家文書「売り弘め依頼状」（国立歴史民俗博物館保管・書24-12-1、24-13）
13. 平田家文書『慶応二年四月、販売書肆・割引率覚』（国立歴史民俗博物館保管・書19-1-27）なお書肆・門人の別、名前などの注は筆者による。
14. 「万延元年 片桐春一郎宛平田鏡胤書簡」（高森町歴史民俗資料館・220）

15. 平田家文書「明治四年 池村久兵衛藏板取り扱い定書」(国立歴史民俗博物館保管・書13-1-24)
16. 古川豊彰(ふるかわとよしか)……甲斐八代郡のち東京住、富岡八幡宮祠官。門人、古川躬行(白川伯家関東執役、牧岡神社祠官)の養子。
17. 「文久三年六月、鏡胤差出久保田清兵衛宛書簡」(岐阜県附知町田口慶昭氏蔵)
18. 平田家文書「安政二年以前、田中貞治差出平田鏡胤宛書簡」(国立歴史民俗博物館保管・書16-93-12) 書簡中「村孝」とは書肆、村田屋孝太郎。
19. 「從嘉永三年庚戌至安政三年甲辰七カ年日記 又至安政六年未八月」(国立歴史民俗博物館保管・冊子1-22)
20. 「鏡胤差出片桐春一郎宛書簡」(高森町歴史民俗資料館所蔵・特10-28) ※カッコ内注記は発表者による。また「不出書肆」と記された板本袋の存在は中川和明氏発表資料(前掲)にいくつか紹介。
21. 「著述書写本目録并筆紙料覚」(高森町歴史民俗資料館所蔵・国67) 猶、本史料の安政三年筆、明治二年写しが谷省吾『平田篤胤の著述目録 研究と覆刻』(昭和51年8月、皇學館大學出版部)にも掲載されている。
22. 史料⑦波線部に「尤も写本類ハみだりに売出し不仕候。只今にて巫学談しきりに乞もの御座候得ども写しをゆるし不申候。」とあり、「巫学談弊」を内輪でのみ流布させていることが分かる。

#### 【付記】

本発表および本稿をなすにあたってご指導頂きました国立歴史民俗博物館館長宮地正人先生に厚くお礼申し上げます。また史料の掲載を許可して下さいました各博物館・文庫に深謝致します。

#### \* 討議要旨

ロバート・キャンベル氏は、①江戸、上方両方で出版する際の板木の扱い方、②赦免前に刊行されたものの販売方法を尋ねた。発表者は①同じ板木の彫刻を命じた、②おそらく一人の門人から大量の借金をして行ったのだろうと答えた。

神野藤昭夫氏は、明治2-3年の販売数、門人数の拡大の理由と特色を尋ね、発表者は明治になると国家体制に神道が組み込まれたこと、平田門人の私塾ができ教科書として使用したことが原因であると答えた。

松野陽一氏は、門人間の写本の流通により、代金に関係なく売買することもあったと思われるので表に出てくる販売数より多いのではないかと尋ねた。発表者は門人たちは妄りに写されないよう注意していたと答えた。ロバート・キャンベル氏も、思想の正しい普及のためというより専売するためだと述べた。

山口博氏は本を販売した時の、収入および書肆を通したときの損益を尋ね、発表者は収入と割り引き率の資料があるので計算できると答えた。

武井協三氏は本の販売により門人にマージンが入るか否かを尋ね、発表者は入ると答えた。